

## 垂水市と日本航空株式会社との連携協力に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）と日本航空株式会社（以下「乙」という。）は、垂水市の活性化等に関し相互に連携協力していくため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、相互の連携を強化しながら、それぞれが持つ物的・人的・知的資源を有効に活用し、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

### （連携協力の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙が連携協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 「物産・観光」振興に関すること。
- (2) 明日の垂水市を担う「人づくり」に関すること。
- (3) その他、垂水市の活性化に関すること。

### （取組内容及び実施方法）

第3条 連携事項に係る具体的な取組内容については、その都度甲乙間にて協議のうえ、書面にて決定する。

2 前項の取組内容について、甲及び乙は定期的に取組状況などを確認する。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、また、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
  - (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
  - (4) 法令により開示を求められた情報
- 2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （反社会的勢力の排除による解除）

第5条 甲及び乙は、相手方が次の各号に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせず直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

(1) 甲及び乙は、現在または将来にわたって、次のアからカまでの反社会的勢力のいずれかに該当しないこと

- ア 暴力団
- イ 暴力団員
- ウ 暴力団準構成員
- エ 暴力団関係企業

オ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等  
カ その他アからオまでに準ずるもの

(2) 甲及び乙は、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のアからエまでのいずれかに該当する関係を有しないこと

- ア 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- イ 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ウ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

エ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

(3) 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次のアからオまでのいずれかの行為も行わないこと

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

オ その他アからエまでに準ずる行為

### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年7月1日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲または乙のいずれからも改定の申し入れがないときは、同一条件により更に1年間更新するものとし、その後も又同様とする。

### （雑則）

第7条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

- 2 連携事業の業務を円滑に進めるため、甲にあっては水産商工観光課、乙にあっては鹿児島支店を所管とする。
- 3 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上、その解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を所持するものとする。

令和3年7月2日

甲 鹿児島県垂水市上町114番地

垂水市長

尾脇 雅弥



乙 福岡県福岡市博多区冷泉町2丁目1番

日本航空株式会社 九州地区支配人

平井 登

